奈良市議会基本条例(案)[作業部会案] に対する各会派・無所属議員からの意見記入シート <今後の特別委員会での協議予定:7月4日(水)・第1章、第2章~12章>

第 10 章 議員の定数及び議員報酬

<H24.7.4 現在>

条項	奈良市議会基本条例(案)[作業部会案]		会派名または無所属議員名:
10-1 議員の定 数	A案 議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民 の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能とな るように定められなければならない。 2 議会は、議員の定数の改定に当たっては、市民の意見の聴取及び反映に努 めなければならない。 3 議員の定数は、別に条例の定めるところによる。		
10-2 議員報酬	A案 議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定められなければならない。 2 議員報酬は、別に条例の定めるところによる。		